

『Contact Zone (コンタクト・ゾーン)』掲載論文等利用許諾基準

2014年4月26日制定

・以下1～3の条件を満たす場合は、編集委員会に許諾の問い合わせをする必要はありません。

1. 個人サーバー等で掲載論文公開する場合

『Contact Zone (コンタクト・ゾーン)』(以下「コンタクト・ゾーン」)に掲載された論文等の著者(以下、「著者」)は、編集委員会がウェブ上(京都大学リポジトリ等)で論文を公開した後に、個人サーバー等で掲載論文を公開してください。なお、上記掲載にあたっては必ず、論文の出典を明記してください。

2. 掲載論文を論集・著作集として作成・公開する場合

著者が『コンタクト・ゾーン』に掲載された論文を、論集・著作集として作成する場合には出典を明記してください。なお、出版業者などの第三者が、著者に対して印税・原稿料の趣旨で金銭の提供を申し出たときは、著者は編集委員会に報告する必要はありません。

3. 報告書等に転載する場合

著者は、『コンタクト・ゾーン』に掲載された自らの論文等を、助成金の支給を受けた機関若しくは団体等への報告書に転載、もしくは添付することができます。出典を明記したうえで、掲載されたフルテキストを利用することもできます。

・以下の場合は、編集委員会に許諾の問い合わせをしてください。

1. 出版社などの第三者が掲載論文を論集・著作集として作成・公開する場合

出版社などの第三者は、当該著者から許諾を得たうえで、編集委員会に許諾の問い合わせをしてください。なお上記の転載が行われ、第三者が印税・原稿料の趣旨で著者に対し金銭の支払いを申し出たときは前項2を参照してください。当該著者が所在不明の場合は、編集委員会がこれを受領し、自らの目的に照らしてこれを利用します。